

答 申

1 審議会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和2年4月6日〇〇第17号で行った個人情報部分示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、別表の「開示妥当と判断した部分」欄に記載した情報については開示すべきであるが、その余の部分について不開示としたことは結論において妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、審査請求人の子（以下「生徒A」という。）に対するいじめに関する資料に記載された生徒Aの個人情報のうち、加害生徒の氏名、住所及びいじめ行為の内容に係る情報である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、審査請求人が福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、令和2年3月4日付けで行った「福岡県立〇〇高等学校における生徒Aに対するいじめに関する一切の資料（民事上の請求権を行使するため加害生徒の住所氏名を含む）。」との内容の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、次のアないしエに掲げる公文書を特定した上で、その内容に含まれる生徒の氏名、住所等は条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとして、第17条第1項の規定により、個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア いじめ事案に係る経過の報告

イ 教育委員会への報告書

ウ 当該クラスにおけるいじめアンケート及び学校生活アンケート

エ いじめ問題等学校支援チーム委員に対する相談記録等

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定のうち、いじめに関する加害生徒の氏名住所及びいじめ行為の内容に関する不開示決定部分を取り消し、開示することを求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、未成年者である生徒Aの法定代理人として、令和2年3月4日付け

で、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和2年4月6日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和2年4月16日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和2年7月14日付けで、当審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 正当な不開示の理由がない、実施機関は不開示理由について条例の文言を挙げるだけであり、何ら具体的な理由を述べていない。

(2) 加害者に対して不法行為による損害賠償請求権を行使するためには加害生徒の氏名住所及びいじめ行為の内容を知る必要がある。

いじめがあったことは、実施機関も認めており、かかるいじめに基づいて加害生徒が損害賠償請求権を行使されるのは被害生徒である審査請求人の正当な権利行使の結果であり、何ら加害少年の正当な利益を害するものではない。そして、被害生徒が、かかる請求権を行使するために加害生徒の氏名住所及びいじめ行為の内容を知ること何ら加害生徒の正当な利益を害するものではない。

(3) 実施機関は、加害生徒には被害生徒の住所を伝えているが、加害生徒の住所を被害者側には伝えておらず、被害生徒の住所を教えることは不当である。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定について、前記2(2)ア及びウの不開示部分には、加害生徒の氏名、学級、出席番号、授業名、部活動、被害生徒の在籍する学級の生徒の氏名、行為の内容及び期日、処分内容及び期日が含まれている。

これらの内容を不開示とした本件決定は、条例第14条第1項第1号の規定に基づくものであり、これらの内容は、開示することにより当該個人の正当な利益を害するおそれがあるものである。

なお、前記2(2)イ及びエは全て開示している。

(2) 実施機関が加害生徒に被害生徒の住所を教えたかどうかは、本件決定における開示・不開示の判断に影響を与えるものではない。

6 審議会の判断

(1) いじめに関する対応の事務について

ア 学校が行う教育委員会への報告について

実施機関では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「県基本方針」という。）を策定し、この県基本方針に基づく具体的な取組の更なる徹底及び充実を図るため、「福岡県いじめ問題総合対策」（以下「総合対策」という。）を定めている。

いじめに関する報告については、法第23条第2項において、学校がいじめの疑いを把握した場合には、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する旨を規定している。

また、総合対策において、学校が、いじめの疑いに係る情報をキャッチした場合は、校長をはじめ関係職員と情報を共有し、校長のリーダーシップの下、校内いじめ対策委員会等が中心となって、事実関係の把握やいじめであるかどうかの判断、いじめられた児童生徒への支援等を迅速かつ適切に行う。また、校長等の管理職は、状況に応じて、いじめの発生、事実確認の結果及びいじめの状況や問題への対応の経緯等について、教育委員会に報告すると定められている。

この法第23条第2項の規定による報告のほか、福岡県立高等学校学則（昭和32年福岡県教育委員会規則第14号）第24条の規定により、生徒の懲戒処分のうち退学又は停学を行ったときは、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならないとされている。

イ いじめに関するアンケート実施について

法第16条には、いじめの早期発見のための措置に関する規定が置かれ、総合対策において、児童生徒の視点からの早期発見の取組として、「いじめに特化した無記名アンケート」を学期に1回、「学校生活アンケート」等のアンケートを月に1回以上実施し、定期的に調査することで、児童生徒一人一人の変容をとらえ、早期発見に努めると規定している。

(2) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、生徒Aに対するいじめに関し、実施機関が作成し、又は取得した資料に記載された生徒Aの個人情報のうち、加害生徒の氏名、住所及びいじめ行為の内容に係る情報である。

(3) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第1号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関

する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「開示請求者以外の個人」とは、開示請求された公文書等に記載された自己情報の中に含まれる開示請求者（法定代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、個人情報本人をいう。）以外の者をいう。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。また、開示請求のあった個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の権利利益を害するか否かの判断は当該個人の権利利益に関わる問題であるので、慎重に行う必要がある。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合や何人でもこれを知り得る情報である場合は、正当な利益を害することにならない。

イ 該当性の判断

(7) 「いじめ事案に係る経過の報告」について

当該公文書（以下「事案報告資料」という。）は、実施機関が生徒Aに対するいじめ事案についての報告書を作成するために記録したものであり、生徒Aのクラス担任教師が定期的に管理職に報告するために指導の経緯等を記録した文書（以下「経過記録」という。）及び別紙1から7までの聴取内容等を記録した文書（以下「聴取記録等」という。）で構成されている。

具体的には、経過記録は、生徒Aが欠席し始めた時期以降のいじめ事案に関する対応についての経過の記録である。また、聴取記録等のうち、別紙1ないし3については、実施機関が当該いじめ事案に関し事実確認を行うために関係生徒へ実施した聴取の記録であり、別紙4ないし7については、実施機関による事実確認終了後に、当該いじめ事案に対応する過程で発生した生徒Aの家族や関係生徒とのやりとりに関する記録である。

実施機関は、本件不開示情報（事案報告資料に記録された生徒Aの個人情報のうち、加害生徒の氏名、学級、出席番号、授業名、部活動、関係生徒の氏名、学級、行為の内容及び時期並びに処分内容及び期日をいう。以下同じ。）について、開示することにより生徒A以外の個人の正当な利益を害するおそれがあることを理由として不開示としている。

この点については、審査請求人は、実施機関は不開示理由について条例の文言を挙げるだけで、何ら具体的な理由を述べていないと主張していることから、当審議会は、実施機関に対し、個人の正当な利益を害するおそれがあると判断した理由について調査したところ、実施機関から次のような回答を得た。

- ・ 本件不開示情報には、記載されている個人を特定しやすくする情報や、学校として行為があったと認知していない不確定な内容も含まれており、開示請求以前から審査請求人が本事案について知り得た情報を、SNSを通じて拡散していたことから、開示することにより知り得た情報をSNSで拡散される可能性があり、関係生徒の正当な利益を害するおそれがある。
- ・ 未成年者の法定代理人から本人に代わって開示請求がなされており、本件不開示情報は、開示することにより、生徒A本人の正当な利益を害するおそれがあるから、本号以外に、条例第14条第1項第9号によっても、不開示とすべきである。

実施機関の以上の主張も踏まえ、当審議会において、事案報告資料に記載されている本件不開示情報の本号該当性について以下検討する。

事案報告資料に記載されている本件不開示情報は、加害生徒等の関係生徒のいじめ事案の対応に関する記録であり、加害生徒等の関係生徒にとって不当な差別、偏見その他不利益が生じやすい情報で、通常他者に知られたくない機微な情報として慎重な取扱いが求められるものである。

したがって、本件不開示情報については、基本的には開示することにより、記録された生徒A以外の関係生徒個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ただし、別表の「開示妥当と判断した部分」欄に掲げる情報は、生徒A本人に聴取した内容や本人同席の場の記録等の生徒A本人が知っていることが明らかな立場にある情報、又は実施機関が本件決定において既に開示した2(2)イの報告書に記載されている情報と同一内容の情報で、既に明らかになっている情報である。これらの情報については、開示したとしても生徒A以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないから、開示すべきである。

なお、実施機関は、審査請求人が開示された情報をSNS等により拡散する可能性があるから、関係生徒の正当な利益を害するおそれがある旨述べる。しかし、開示請求者以外の個人の正当な利益を害するか否かは、前記アのとおり、基本的には、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容から判断されるべきものであり、SNS等による情報拡散などの開示後の当該情報の利用方法までも勘案して判断することは適当ではない。

また、実施機関は、条例第14条第1項第9号にも該当する情報が含まれていると述べている。しかし、実施機関が同号に該当すると指摘する経過記録の情報は、未成

年者である生徒Aとその法定代理人である審査請求人が同席した場面における情報で、審査請求人に開示することにより、生徒A本人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

他方、審査請求人は、本件開示請求は、加害者に対する損害賠償請求権を行使するために行うものであるから、本件個人情報を開示することは、加害生徒の正当な利益を害さない旨主張する。しかし、条例に基づく開示請求は、請求の目的を問うものではないから、損害賠償請求権の行使等の事情は、本件決定の適否の判断に影響を及ぼすものではない。

(イ) 「当該クラスにおけるいじめアンケート及び学校生活アンケート」について

実施機関は本件決定において前記2(2)ウの公文書（以下「本件アンケート」という。）に記載された情報のうち、生徒A以外の生徒の氏名、出席番号、記述式の回答内容の一部を不開示としている。

当審議会において見分したところ、本件アンケートは、いじめの早期発見の取組として学校において定期的実施されるものであって、本件開示請求に関するいじめ事案の発生とは無関係に実施されたものである。また、本件アンケート中には本件開示請求に係る生徒Aの個人情報と認められるものは確認できなかった。

そうすると、本件アンケートに記録された情報は、そもそも本件開示請求に係る生徒Aの個人情報ではなく、本来であれば、本件開示請求に対する決定の対象外とすべきで、本号該当性を検討するまでもなく、審査請求人に対して開示されなかったことは当然である。

その意味で、実施機関が、本件アンケートに記載された情報を、本件開示請求の対象としたこと及び本件アンケート中の生徒A以外の生徒の氏名、出席番号、記述式の回答内容の一部が本号に該当すると判断したことは不適切であると言わざるを得ないが、実施機関が、生徒A以外の生徒の氏名、出席番号、記述式の回答内容の一部を不開示としたことは結論において妥当である。

(ウ) 加害生徒の住所について

実施機関は、審査請求人が、加害生徒の住所の開示を求めたことに対し、本号を理由に不開示としている。

そこで、当審議会において、本件いじめに関する資料を見分したところ、加害生徒の住所の記載は確認できず、また、改めて実施機関に確認すると、本件いじめに関する資料の中に加害生徒の住所を記載したものはなく、本件開示請求に対して不存在を理由に不開示とすべきであったとの回答があった。

実施機関がいじめに関する対応を行う中で作成又は取得する資料に、加害生徒の住所を記載する必要性は乏しいことからすると、本件いじめに関する資料の生徒Aの個

個人情報の中に、加害生徒の住所が存在しないとしても不自然ではない。

そうすると、本件いじめに関する資料の生徒Aの個人情報の中に加害生徒の住所は存在しないのであるから、実施機関は、当該住所について本号を理由に不開示とするのではなく、個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行うべきであった。

したがって、本号を理由に加害生徒の住所を不開示とした実施機関の決定は、理由において不適切ではあるが、本件不開示決定のうち加害生徒の住所に係る部分を取り消し、改めて当該情報が不存在であることを理由に不開示の決定を行うことに実益はないことから、不開示とした結論においては妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

前記4(3)に記載の審査請求人の主張については、本件決定の適否に直接の関係を有するものとは認められず、当審議会の上記判断を左右するものではない。

(5) 付言

本件決定については、既に指摘しているように、実施機関の判断に統一性が欠け、あるいは判断理由に不適切な点が散見される。

このような事態は、実施機関における条例の理解が欠如しているために生じているものと言わざるを得ず、今後、実施機関においては、条例の規定を踏まえ、制度の適切な運用の確保に努めるよう審議会として強く求めるものである。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

本件個人情報が記録された資料	開示妥当と判断した部分
経過記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月11日（水）及び1月8日（水）の記録全て
聴取記録等のうち別紙1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象生徒の学級 ・ 「○内 容」の項目に記載された情報のうち、7行目18文字目から22文字目までの部分
聴取記録等のうち別紙2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「・内 容」の項目に記載された部分全て
聴取記録等のうち別紙3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分の内容及び期日 ・ 行為の時期 ・ 1枚目の12行目10文字目から29文字目まで及び13行目34文字目から14行目3文字目までの部分

備考1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考2 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたものである。句読点及び記号等の表記も1文字として数える。